

基本方針 2007（素案）

－ 税 制 改 革 関 連 抜 粹 －

平成 19 年 6 月 4 日
経済財政諮問会議資料

第3章 21世紀型行財政システムの構築

2. 税制改革の基本哲学

21世紀の我が国にふさわしい税制を構築するため、所得税、消費税、法人税など税制全般について、「納税者の立場に立つ」「経済社会の変化に対応する」「省庁の縦割りを超え、受益と負担の両面から総合的に検討する」という3つの視点で点検し、税体系の抜本的改革を実現する。

平成19年秋以降、税制改革の本格的な議論を行い、平成19年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む。その際、「基本方針2006」で示された歳入改革の基本的考え方や与党税制改正大綱を踏まえることとする。

【実現すべき6つの柱】

(1) イノベーションとオープンな経済システムによる経済成長の加速

- ・成長力強化、生産性向上に向けて、税制を含めた総合的取組を行う。
- ・生産活動や就労への意欲を阻害しないよう、「広く薄く」の観点に立って、課税の在り方を検討する。
- ・リスクへの挑戦を促す観点から、金融所得課税等の在り方を検討する。

(2) 多様なライフスタイルや経済活動の確保

- ・就業、結婚、出産などにおける各人の選択に対して、歪みをもたらさないよう、税制の在り方を検討する。
- ・投資等の経済活動に対して、税が歪みをもたらさないよう、また租税回避行動による不公平や資源のロスが生じないよう制度を検討する。
- ・効率的な政府を目指す中で、「公」の分野における国民や企業の多様な活動の展開を促すよう、寄付金税制等の在り方を検討する。

(3) 世代間・世代内の公平の確保

- ・受益と負担の双方を含めた制度全体の検討を通じ、真に必要な人に必要な対応がなされるようにするとともに、世代を超えた格差の固定化を防ぐ。

(4) 税と社会保障の一体的設計による持続可能で安心できる仕組みの構築

- ・社会保障や少子化対策については、国民の受益と負担の水準についての複数の選択肢など、幅広い観点から検討を進める。

- ・歳出改革によっても対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。

(5) 真の地方分権の確立

- ・財源における地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。
- ・法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分（地方交付税財源を含む）の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。

(6) 納税者の信頼確保と公平・効率的な徴収体制の構築

- ・納税者番号の導入に向けて、社会保障番号との関係の整理等を含め具体的な検討を進める。
- ・税制を簡素化するとともに、電子申告を促進し、徴収方法を効率化する。